



目次	ページ
規則	
◎知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則 (11・28揭示)	1
◎高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則 (〃)	5
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則 (〃)	5
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則 (〃)	6
告示	
◎地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行 (行政管理課) (11・28揭示)	7
◎告示 (地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任)の一部改正 (〃)	10
◎告示 (会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部改正 (会計企画課)	11
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則 (11・28揭示)	11
◎高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則 (〃)	16
◎高知県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する等の規則	16
高知県教育長告示	
◎告示 (高知県保護有形文化財等の指定、選定及び認定の基準の定め)の一部改正 (11・28揭示)	17
高知県公安委員会規則	
◎放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則 (11・27揭示)	17

規 則

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第92号
知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、知事が旧主務官庁（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第96条第1項に規定する旧主務官庁をいう。）として行う特例民法法人（整備法第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）の業務の監督に関し、整備法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成19年政令第277号。第3条において「整備法施行令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
（吸収合併契約の承認に関する手続の承認の申請）

第2条 合併をする特例財団法人（整備法第42条第1項に規定する特例財団法人をいう。以下同じ。）（整備法第48条第3項第3号に規定する評議員設置特例財団法人を除く。）は、整備法第67条第2項の規定により理事の定める吸収合併契約の承認に関する手続の承認を受けようとするときは、別記第1号様式による特例財団法人吸収合併契約承認手続承認申請書により知事に申請しなければならない。
（特例民法法人の合併の認可の申請）

第3条 合併をする特例民法法人は、整備法第69条第1項の規定により合併の認可を受けようとするときは、別記第2号様式による特例民法法人合併認可申請書（整備法施行令第1条第1項の規定に基づき合併をする特例民法法人が共同してする認可の申請にあっては、別記第3号様式による特例民法法人合併認可申請書）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
（1） 整備法第69条第3項第1号から第4号までに掲げる書類
（2） 整備法施行令第2条第1号に掲げる書類（別記第4号様式）
（3） 整備法施行令第2条第2号に掲げる書類
（4） 合併存続特例民法法人（整備法第69条第1項に規定する合併存続特例民法法人をいう。次条において同じ。）における合併後の理事及び監事の名簿
（特例民法法人の合併の登記の届出）

第4条 合併存続特例民法法人は、整備法第72条第2項の規定により合併の登記の届出をしようとするときは、別記第5号様式による特例民法法人合併登記完了届出書に当該合併存続特例民法法人の登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

ない。
（特例財団法人の最初の評議員の選任方法の認可の申請）

第5条 特例財団法人は、整備法第92条の規定により理事の定める最初の評議員の選任方法の認可を受けようとするときは、別記第6号様式による特例財団法人最初の評議員選任方法認可申請書により知事に申請しなければならない。
（特例民法法人の移行の登記の届出）

第6条 特例民法法人は、整備法第106条第2項（整備法第121条第1項において準用する場合を含む。）の規定により移行の登記の届出をしようとするときは、別記第7号様式による特例民法法人移行登記完了届出書に整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において整備法第106条第2項の規定を準用する場合にあっては、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項）の設立の登記に係る登記事項証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成20年12月1日から施行する。
（知事の主管に属する公益法人の設立の許可及び監督に関する規則の廃止）
- 知事の主管に属する公益法人の設立の許可及び監督に関する規則（昭和42年高知県規則第13号）は、廃止する。
（経過措置）
- 整備法第95条の規定によりなお従前の例により特例民法法人の業務の監督（整備法第94条第6項の規定による特例財団法人の定款の変更の認可を含む。）が行われる間は、前項の規定による廃止前の知事の主管に属する公益法人の設立の許可及び監督に関する規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特例財団法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名

㊤

特例財団法人吸収合併契約承認手続承認申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第67条第2項の規定により、下記のとおり理事の定める吸収合併契約の承認に関する手続について承認を受けたいので、申請します。

記

吸収合併契約の承認に関する手続

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特例民法法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名

㊤

特例民法法人合併認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第69条第1項の規定による合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - 合併後存続する特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - 合併により消滅する特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
- 合併後存続する特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合は、変更後のこれらの事項
- 合併をする特例民法法人の業務の監督を行っている旧主務官庁の名称

注 この様式は、合併後存続する特例民法法人の業務の監督を行う旧主務官庁と合併をする特例民法法人の業務の監督を行っている旧主務官庁とが異なる場合であって、合併をする特例民法法人の業務の監督を行っている旧主務官庁を経由して合併後存続する特例民法法人が申請するときに使用してください。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特例民法法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名 ㊤

主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名 ㊤

特例民法法人合併認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第69条第1項の規定による合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - (1) 合併後存続する特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - (2) 合併により消滅する特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
- 2 合併後存続する特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合は、変更後のこれらの事項

注 この様式は、合併後存続する特例民法法人の業務の監督を行う旧主務官庁と合併をする特例民法法人の業務の監督を行っている旧主務官庁とが同一である場合であって、特例民法法人が共同して申請するときに使用してください。

第4号様式（第3条関係）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令第2条第1号に掲げる書類

- 1 合併後存続する特例民法法人の名称
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令第5条第1項各号に掲げる額及び同条第2項各号に掲げる額

(単位：円)

	合併の直後 (A)	合併の直前 (B)	債務の額及び資産の額 (A－B)
負債の部の額	(第5条第1項第1号に掲げる額)	(第5条第1項第2号に掲げる額)	
資産の部の額	(第5条第2項第1号に掲げる額)	(第5条第2項第2号に掲げる額)	

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特例民法法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名

㊤

特例民法法人合併登記完了届出書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第306条第1項の規定による合併の登記をしたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第72条第2項の規定により、登記事項証明書を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第70条の規定による手続が終了した日又は同法第71条において読み替えて準用する同法第70条の規定による手続が終了した日のいずれか遅い方の年月日
- 2 登記完了年月日

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特例財団法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名

㊤

特例財団法人最初の評議員選任方法認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第92条の規定により、下記のとおり理事の定める最初の評議員の選任方法について認可を受けたいので、申請します。

記

最初の評議員の選任方法

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

特例民法法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名

㊤

特例民法法人移行登記完了届出書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項（第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項）の規定による移行の登記をしたので、同条第2項（同法第121条第1項において準用する同法第106条第2項）の規定により、登記事項証明書を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条の移行の認定又は同法第45条の移行の認可を受けた年月日

2 登記完了年月日

~~~~~  
高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第93号**

**高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県公益認定等審議会条例施行規則（平成20年高知県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下この条において同じ」を削る。

第3条第3項中「法人」を「高知県総務部法務課副参事及び法人」に改める。

**附 則**

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

~~~~~  
高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第94号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第14条第11号中「地方公益法人及び地方公益信託の」を「公益法人の監督並びに公益信託に係る」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年11月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第95号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
別表第1の6の(1)の項を次のように改める。

(1) 公益法人に関すること。	ア 公益認定及び公益認定の取消し			○				法務課長
	イ アのうち県政運営上重要なもの		○					総務部長 法務課長
	ウ 変更の認定			○				法務課長
	エ 合併による地位の承継の認可			○				〃
	オ 公益法人に対する報告の徴収及び立入検査並びに措置勧告及び措置命令				○			〃
	カ 移行の認定及び認可並びに当該認定及び認可の取消し			○				〃
	キ 公益目的支出計画の実施完了の確認及び変更の認可				○			〃
	ク 移行法人に対する措置勧告及び措置命令並びに清算時の残余財産				○			〃

の処分の承認								
ケ 高知県公益認定等審議会への諮問等				○				
コ 特例民法法人に対する解散命令			○					法務課長
サ コのうち県政運営上重要なもの		○						総務部長 法務課長
シ 特例民法法人に対する監督上必要な命令				○				法務課長
ス 特例民法法人の解散、合併、定款の変更及び最初の評議員の選任方法の認可、基本財産の処分及び吸収合併契約の承認手続の承認、清算人、解散及び清算終了の届出の受理並びに残余財産の処分の許可				○				〃
セ スのうち輕易なもの					○			〃
ソ 特例民法法人の業務及び財産状況の検査					○			
タ 特例民法法					○			

人からの定例報告等に関する こと。									
チ 届出の受理、他の行政庁への通知等					○				

別表第3の1の(2)の表に次のように加える。

6 高知県 公益認定 等審議会 条例（平 成20年高 知県条例 第2号） 及び高知 県公益認 定等審議 会条例施 行規則 （平成20 年高知県 規則第18 号）に関 する事務	高知県公益認定等審議会の 庶務の総括に関するこ と。						○							
---	----------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(8)の表6の項中「知事の主管に属する公益法人の設立の許可及び監督に関する規則」を「知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則（平成20年高知県規則第92号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則附則第2項の規定による廃止前の知事の主管に属する公益法人の設立の許可及び監督に関する規則」に、「規則」を「旧規則」に改め、同表の4の(8)の表6の(1)の項及び6の(2)の項中「公益法人」を「特例民法法人」に、「規則」を「旧規則」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

告 示

高知県告示第705号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。
平成20年11月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 補助執行させる事務

- (1) 次の表に掲げる法人に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第47条に規定する行政庁をいう。）が行う事務のうち、次に掲げる事務
 - ア 公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下この号において「認定法」という。）第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この号において同じ。）への移行に関する事務
 - (ア) 法第44条の認定（法第100条）
 - (イ) 法第44条の認定に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（法第103条第1項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号。以下この号において「府令」という。）第11条第3項第10号）
 - (ウ) 法第44条の認定に関する許認可等行政機関等及び旧主務官庁からの意見聴取並びに警察庁長官等からの意見聴取前の欠格事由の調査（法第104条第1項において読み替えて準用する認定法第8条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第6条第1項並びに法第104条第2項）
 - (エ) 法第44条の認定に係る申請書の提出を受けた旨等の旧主務官庁への通知（法第105条）
 - (オ) 公益法人への移行の登記の完了の届出の受理（法第106条第2項）
 - (カ) 公益法人への移行の登記の完了の届出があった旨の公示及び旧主務官庁からの事務の引継ぎ（法第108条）
 - (キ) 公益法人への移行の登記をすべき旨の催告及び当該登記を怠ることによる法第44条の認定の取消し（法第109条第1項）
 - (ク) 公益法人への移行の登記を怠ることにより法第44条の認定を取り消した旨の旧主務官庁への通知及び公示（法第109条第2項及び同条第3項において準用する認

<p>定法第29条第4項)</p> <p>イ 通常の一般社団法人及び一般財団法人への移行に関する事務</p> <p>(ア) 法第45条の認可(法第117条)</p> <p>(イ) 法第45条の認可に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定(法第120条第1項及び府令第31条第8号)</p> <p>(ウ) 法第45条の認可に関する旧主務官庁からの意見聴取(法第120条第4項)</p> <p>(エ) 法第45条の認可に係る申請書の提出を受けた旨等の旧主務官庁への通知(法第120条第5項)</p> <p>(オ) 一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記の完了の届出の受理(法第121条第1項において準用する法第106条第2項)</p> <p>(カ) 公益目的財産額及びその計算を記載した書類等の受理(府令第33条第1項)</p> <p>(キ) 公益目的財産額の額等に係る通知(府令第33条第3項及び第4項)</p> <p>(ク) 偽りその他不正の手段により法第45条の認可を受けたことによる同条の認可の取消し(法第131条第1項)</p> <p>(ケ) 一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記をすべき旨の催告及び当該登記を怠ることによる法第45条の認可の取消し(法第131条第2項において読み替えて準用する法第109条第1項)</p> <p>(コ) 偽りその他不正の手段により法第45条の認可を受けたこと並びに一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記を怠ることにより同条の認可を取り消した旨の旧主務官庁への通知(法第131条第3項において準用する法第109条第2項)</p> <p>ウ 移行法人(法第123条第1項に規定する移行法人をいう。以下この号において同じ。)の監督に関する事務</p> <p>(ア) 公益目的支出計画(法第123条第1項に規定する公益目的支出計画をいう。以下この号において同じ。)の履行を確保するための移行法人の監督(法第123条第2項)</p> <p>(イ) 公益目的支出計画の実施が完了したことの確認(法第124条)</p> <p>(ウ) 移行法人から提出される公益目的支出計画の実施が完了したことの確認請求書の受理(府令第34条)</p> <p>(エ) 公益目的支出計画の変更の認可(法第125条第1項)</p> <p>(オ) 公益目的支出計画の変更の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定(府令第36条及び同条第4号)</p> <p>(カ) 公益目的支出計画の変更等の届出の受理(法第125</p>	<p>条第3項)</p> <p>(キ) 移行法人の合併届出書の受理及び当該合併届出書の添付書類の決定(法第126条第1項及び府令第38条第5項第6号)</p> <p>(ク) 合併後存続する法人及び合併により設立する法人で移行法人とみなされるものの監督等(認可行政庁が2以上あるときの協議を含む。)(法第126条第3項)</p> <p>(ケ) 合併により公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けたとみなされた旨の届出の受理(法第126条第6項)</p> <p>(コ) 移行法人から提出される計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の受理(法第127条第3項)</p> <p>(サ) 公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写並びに閲覧所の決定及び当該閲覧所の場所の公示(法第127条第4項及び府令第45条)</p> <p>(シ) 移行法人に対する措置催告及び措置命令(法第129条)</p> <p>(ス) 移行法人の清算時の残余財産の処分の承認(法第130条)</p> <p>(セ) 移行法人の清算時の残余財産の処分の承認申請書の受理及び当該承認申請書の添付書類の決定(府令第48条第2項及び同項第6号)</p> <p>(ソ) 移行法人が認定法第4条の認定を受けた場合の公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けたとみなされた旨の届出書の受理及び当該届出書の添付書類の決定(法第132条第2項及び府令第49条第4号)</p> <p>エ 高知県公益認定等審議会への諮問等に関する事務</p> <p>(ア) 高知県公益認定等審議会への諮問(法第138条第2項において読み替えて準用する法第133条第2項、第3項(第3号を除く。))及び第4項)</p> <p>(イ) 答申に基づいてとった措置についての高知県公益認定等審議会への報告(法第139条において読み替えて準用する認定法第44条第2項)</p> <p>(ウ) 届出書類の写し並びに計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の写しの高知県公益認定等審議会への送付等(法第140条において読み替えて準用する法第135条(第2項第4号を除く。))</p> <p>(エ) 高知県公益認定等審議会からの催告の受領及び当該催告に基づいてとった措置の高知県公益認定等審議会への報告(法第141条において読み替えて準用する法第136条第1項及び第3項)</p> <p>オ その他の事務</p> <p>官庁等に対する照会及び協力依頼(法第142条において準用する認定法第56条)</p>	<p>法人の名称</p> <p>西峰正念会(社団法人)</p> <p>財団法人板垣会</p> <p>財団法人高知県文教協会</p> <p>社団法人友千鳥会</p> <p>財団法人高知県学校給食会</p> <p>財団法人高知県教育会館</p> <p>財団法人高知県文教会館</p> <p>財団法人土佐青少年育成会</p> <p>財団法人高知県婦人会館</p> <p>財団法人高知県立高知道手前高等学校教育振興会</p> <p>財団法人大津教育振興会</p> <p>財団法人高知県教職員互助会</p> <p>財団法人高知県体育協会</p> <p>社団法人考える村</p> <p>財団法人小砂丘賞委員会</p> <p>財団法人とさいぬ保存登録協会</p> <p>財団法人兼山会</p> <p>財団法人大方青少年育成会</p> <p>財団法人高知県スポーツ振興財団</p> <p>社団法人高知県私立幼稚園連合会</p> <p>財団法人高知市学校建設公社</p> <p>財団法人高知県青年会館</p> <p>財団法人高知市スポーツ振興事業団</p> <p>社団法人高知県人権教育研究協議会</p> <p>社団法人高知県サッカー協会</p> <p>財団法人旭愛育会</p> <p>財団法人中島報恩会</p> <p>財団法人佐川町若草保育園</p> <p>財団法人東秦泉寺保育園</p> <p>財団法人元保育協会</p> <p>財団法人筆山保育園</p> <p>財団法人ポッポ保育協会</p> <p>財団法人ひまわり保育園</p> <p>財団法人城南保育協会</p> <p>財団法人菜生保育協会</p> <p>財団法人福井保育協会</p> <p>財団法人瀬戸児童福祉協議会</p> <p>財団法人あゆみ児童福祉協議会</p> <p>財団法人新木保育園運営協議会</p> <p>財団法人一ツ橋保育園運営協議会</p> <p>財団法人ひなぎく保育園</p> <p>財団法人瀬戸東保育園</p>
--	--	---

財団法人朝倉くすのき保育園
 財団法人城山保育園運営協議会
 財団法人福祉事業団江陽保育園
 財団法人大津東保育園
 財団法人あおい保育園
 財団法人鴨部わかば保育園
 財団法人見付保育園
 財団法人大谷保育協会

- (2) 教育（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校であって、国立学校、公立学校（大学及び高等専門学校に限る。）又は私立学校（幼稚園を除く。）であるものに関するものを除く。）、学術又は文化（文化財の保護に関することに限る。）の振興を主たる目的とする法人及び保育所のみ経営する法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第3条に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。）が行う事務のうち、次に掲げる事務
- ア 公益法人（法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この号において同じ。）の認定に関する事務
- (ア) 公益認定（法第4条の認定をいう。以下この号において同じ。）（法第5条）
- (イ) 公益認定に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（法第7条第1項及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下この号において「府令」という。）第5条第3項第7号）
- (ウ) 公益認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査（法第8条及び府令第6条第1項）
- (エ) 公益認定をした旨の公示（法第10条）
- (オ) 変更の認定（法第11条第1項）
- (カ) 変更の認定申請書の受理及び当該認定申請書の添付書類の決定（法第11条第2項及び府令第8条第2項第3号）
- (キ) 変更の認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに変更の認定をした旨の公示（法第11条第4項において準用する法第8条及び府令第6条第1項並びに法第11条第4項において準用する法第10条）
- (ク) 変更の認定を受けた公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該変更の認定が合併に伴うものである場合の当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関す

- る数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（府令第8条第3項及び第4項）
- (ケ) 他の公益法人との合併に伴う変更の認定等に係る関係行政庁への通知（府令第9条）
- (コ) 行政庁の変更を伴う場合の変更の認定申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ（法第12条）
- (サ) 行政庁の変更を伴う変更の認定申請に対する処分をした旨の変更前の行政庁への通知（府令第10条第2項）
- (シ) 行政庁の変更を伴う変更の認定をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要と認める事項の決定（府令第10条第3項）
- (ス) 変更の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（法第13条）
- イ 公益法人の計算等及び合併等に関する事務
- (ア) 財産目録等を添付した提出書の受理及び当該提出書の添付書類の決定（法第22条第1項及び府令第38条第1項第3号）
- (イ) 財産目録等の閲覧及び謄写並びに当該閲覧及び謄写を行う場所の決定並びに当該場所の公表（法第22条第2項及び第3項並びに府令第39条）
- (ウ) 公益法人の合併等の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（法第24条）
- (エ) 公益法人の合併の届出し、当該合併により存続する公益法人に名称等の変更があるときの当該変更の届出並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（府令第41条第3項及び第4項）
- (オ) 公益法人の合併による地位の承継の認可（法第25条第2項）
- (カ) 公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（法第25条第4項において読み替えて準用する法第7条第1項及び府令第42条第2項第3号）
- (キ) 公益法人の合併による地位の承継の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに当該認可をした旨の公示（法第25条第4項において準用する法第8条及び府令第6条第1項並びに法第25条第4項において準用する法第10条）
- (ク) 公益法人の合併による地位の承継の認可を受けて設立した公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（府令第42条第3項及び第4項）

- (ケ) 公益法人の合併による地位の承継の認可に係る関係行政庁への通知（府令第43条）
- (コ) 行政庁の変更を伴う場合の公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ（法第25条第4項において読み替えて準用する法第12条）
- (サ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可申請に対する処分をした旨の合併により消滅する公益法人を所管する行政庁への通知（府令第10条第2項）
- (シ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要と認める事項の決定（府令第10条第3項）
- (ス) 公益法人の解散の届出等の受理並びに公益法人の解散及び清算終了の届出があった旨の公示（法第26条）
- ウ 公益法人の監督に関する事務
- (ア) 公益法人に対する報告の徴収及び立入検査（法第6条各号に掲げる欠格事由の調査に関するものに限る。）並びに当該公益法人から提出を求める報告書の様式等の明示（法第27条第1項及び第59条並びに府令第45条第2項）
- (イ) 公益法人に対する措置勧告及び当該措置勧告の内容の公表並びに公益法人に対する措置命令及び当該措置命令をした旨の公示（法第28条第1項から第4項まで）
- (ウ) 公益法人に対する措置勧告及び措置命令に関する許認可等行政機関等からの意見聴取（法第28条第5項）
- (エ) 公益認定の取消し（法第29条第1項及び第2項）
- (オ) 公益認定の取消しに関する許認可等行政機関等からの意見聴取（法第29条第3項において準用する法第28条第5項）
- (カ) 公益認定を取り消した旨の公示及び当該公益認定を取り消した公益法人の名称の変更の登記の嘱託（法第29条第4項及び第6項）
- (キ) 公益目的取得財産残額及び金銭贈与契約が成立した旨の通知（法第30条第4項）
- (ク) 公益目的取得財産残額の変動の報告書の受理（府令第50条第1項）
- (ケ) 公益目的取得財産残額の増額及び減額の決定（府令第50条第4項）
- (コ) 公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立の報告書の受理（府令第51条第1項）
- (サ) 許認可等行政機関等からの公益法人に対する措置が必要である旨の意見の受領（法第31条）
- (シ) 公益法人への移行の登記を完了した公益法人から提

<p>出される財産目録等の受理（府令附則第4項）</p> <p>エ 高知県公益認定等審議会への諮問等に関する事務</p> <p>（ア） 高知県公益認定等審議会への諮問（法第51条において読み替えて準用する法第43条第1項及び第3項）</p> <p>（イ） 答申に基づいてとった措置についての高知県公益認定等審議会への報告（法第52条において読み替えて準用する法第44条第2項）</p> <p>（ウ） 届出書類の写し及び財産目録等の写しの高知県公益認定等審議会への送付等（法第53条第2項において読み替えて準用する法第45条（第3項第3号及び第5号を除く。））</p> <p>（エ） 高知県公益認定等審議会からの勧告の受領及び当該勧告に基づいてとった措置の高知県公益認定等審議会への報告（法第54条において読み替えて準用する法第46条第1項及び第3項）</p> <p>オ その他の事務</p> <p>（ア） 官庁等に対する照会及び協力依頼（法第56条）</p> <p>（イ） 公益法人に関する情報の提供（法第57条）</p> <p>2 補助執行させる相手方 高知県教育長</p> <p>3 補助執行させる年月日 平成20年12月1日</p> <p>高知県告示第706号 平成15年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。 平成20年11月28日（揭示済）</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1の(10)を次のように改める。</p> <p>(10) 次の表に掲げる保育所のみ経営する法人に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この号において「法」という。）の規定により旧主務官庁（法第96条第1項に規定する旧主務官庁をいう。）が行う事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 特例民法法人（法第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下この号において同じ。）の業務の監督等に関する事務</p> <p>（ア） 移行期間（法第44条に規定する移行期間をいう。以下この号において同じ。）の満了による特例民法法人の解散の登記の嘱託（法第46条第2項）</p> <p>（イ） 特例民法法人の吸収合併契約の承認に係る理事の定める手続の承認（法第67条第2項）</p> <p>（ウ） 特例民法法人の合併の認可（法第69条第1項）</p>	<p>（エ） 特例民法法人の合併の認可申請書の受理等及び当該認可申請書の添付書類の決定（法第69条第2項、第4項及び第5項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成19年政令第277号）第2条第3号）</p> <p>（オ） 特例民法法人の合併の登記の完了の届出の受理（法第72条第2項）</p> <p>（カ） 理事が定める特例財団法人（法第42条第1項に規定する特例財団法人をいう。以下この号において同じ。）の最初の評議員の選任方法の認可（法第92条）</p> <p>（キ） 特例財団法人の定款の変更の認可（法第94条第6項）</p> <p>（ク） 特例民法法人の業務の監督（監査事務を除く。）（法第95条並びに法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第67条第1項及び第2項、第72条第2項、第77条並びに第83条）</p> <p>（ケ） 特例民法法人に対する措置命令及び解散命令並びに当該解散命令の通知に代わる要旨の官報への掲載（法第96条第1項から第3項まで）</p> <p>（コ） 特例民法法人に対する解散命令に伴う解散の登記の嘱託（法第97条）</p> <p>イ 公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この号において同じ。）への移行に関する事務</p> <p>（ア） 法第44条の認定に関する行政庁への意見陳述（法第104条第2項）</p> <p>（イ） 法第44条の認定に係る申請書の提出を受けた旨等の行政庁からの通知の受理（法第105条）</p> <p>（ウ） 公益法人への移行の登記の完了の届出の受理（法第106条第2項）</p> <p>（エ） 行政庁への事務の引継ぎ（法第108条第2項）</p> <p>（オ） 公益法人への移行の登記を怠ることにより法第44条の認定を取り消した旨の行政庁からの通知の受理（法第109条第2項）</p> <p>（カ） 移行期間の満了の日後における公益法人への移行の登記を怠ることにより法第44条の認定の取消しに伴う特例民法法人の解散の登記の嘱託（法第109条第5項）</p> <p>（キ） 移行期間の満了の日後における法第44条の認定をしない処分に伴う特例民法法人の解散の登記の嘱託（法第110条第2項）</p> <p>ウ 通常の一般社団法人及び一般財団法人への移行に関する事務</p> <p>（ア） 法第45条の認可に関する行政庁への意見陳述（法第</p>	<p>120条第4項）</p> <p>（イ） 法第45条の認可に係る申請書の提出を受けた旨等の行政庁からの通知の受理（法第120条第5項）</p> <p>（ウ） 一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記の完了の届出の受理（法第121条第1項において準用する法第106条第2項）</p> <p>（エ） 移行期間の満了の日後における法第45条の認可をしない処分に伴う特例民法法人の解散の登記の嘱託（法第121条第2項において読み替えて準用する法第110条第2項）</p> <p>（オ） 偽りその他不正の手段により法第45条の認可を受けたこと並びに一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記を怠ることにより同条の認可を取り消した旨の行政庁からの通知の受理（法第131条第3項において準用する法第109条第2項）</p> <p>（カ） 移行期間の満了の日後における偽りその他不正の手段により法第45条の認可を受けたこと並びに一般社団法人及び一般財団法人への移行の登記を怠ることによる同条の認可の取消しに伴う特例民法法人の解散の登記の嘱託（法第131条第5項において読み替えて準用する法第109条第5項）</p>
--	--	--

法人の名称
財団法人旭愛育会
財団法人中島報恩会
財団法人佐川町若草保育園
財団法人東秦泉寺保育園
財団法人元保育協会
財団法人筆山保育園
財団法人ポッポ保育協会
財団法人ひまわり保育園
財団法人城南保育協会
財団法人菜生保育協会
財団法人福井保育協会
財団法人瀬戸児童福祉協議会
財団法人あゆみ児童福祉協議会
財団法人新木保育園運営協議会
財団法人一ツ橋保育園運営協議会
財団法人ひなぎく保育園
財団法人瀬戸東保育園
財団法人朝倉くすのき保育園
財団法人城山保育園運営協議会
財団法人福祉事業団江陽保育園
財団法人大津東保育園

財団法人あおい保育園
財団法人鴨部わかば保育園
財団法人見付保育園
財団法人大谷保育協会

高知県告示第721号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成20年12月10日から施行する。

平成20年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

別表第2中

高知県立須崎高等学校の出納員	高知県立須崎高等学校（全日制）の所掌に係る歳入金（授業料に限る。）の収納に関する事務	高知県立須崎高等学校（全日制）の現金取扱員
高知県立安芸高等学校、高知県立高知東工業高等学校、高知県立高知工業高等学校、高知県立高知工業高等学校、高知県立高知北高等学校、高知県立高岡高等学校、高知県立佐川高等学校、高知県立須崎高等学校、高知県立中村高等学校及び高知県立清水高等学校の出納員	高知県立安芸高等学校（定時制）、高知県立高知東工業高等学校（定時制）、高知県立高知工業高等学校（定時制）、高知県立高知北高等学校（定時制）、高知県立高岡高等学校（定時制）及び高知県立清水高等学校（定時制）の所掌に係る歳入金（授業料に限る。）の収納に関する事務	当該高等学校（定時制）の現金取扱員
高知県立中村高等学校	高知県立中村高等学校西土佐分校及び高知県立宿毛高等学校	当該高等学校分校の現

及び高知県立宿毛高等学校の出納員	校大月分校の所掌に係る歳入金（授業料に限る。）の収納に関する事務	金取扱員
高知県立高知農業高等学校、高知県立春野高等学校、高知県立春野高等学校、高知県立海洋高等学校及び高知県立幡多農業高等学校の出納員	高知県立高知農業高等学校、高知県立春野高等学校、高知県立高知海洋高等学校及び高知県立幡多農業高等学校の所掌に係る歳入金（生産物売払代金に限る。）の収納に関する事務	当該高等学校の現金取扱員
高知県立高知追手前高等学校の出納員	高知県立高知追手前高等学校吾北分校の所掌に係る歳入金（生産物売払代金に限る。）の収納に関する事務	高知県立高知追手前高等学校吾北分校の現金取扱員
高知県立盲学校及び高知県立高知ろう学校の出納員	高知県立盲学校及び高知県立高知ろう学校の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	当該学校の現金取扱員

を「

高知県立高等学校及び高知県立特別支援学校の出納員	当該高等学校（分校を除く。）及び特別支援学校（分校を除く。）の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	当該高等学校（分校を除く。）及び特別支援学校（分校を除く。）の現金取扱員
高知県立高知追手前高等学校、高知県立中村高等学校及び	高知県立高知追手前高等学校吾北分校、高知県立中村高等学校西土佐分校及び高知県立宿毛高等学校大月分校並びに高知県立中村養護学校幡多希	当該高等学校分校及び特別支援学校分校の現金取扱員

及び高知県立宿毛高等学校並びに高知県立中村養護学校、高知県立高知若草養護学校及び高知県立高知江の口養護学校の出納員	望の家分校、高知県立高知若草養護学校子鹿園分校、高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校、高知県立高知若草養護学校土佐希望の家分校及び高知県立高知江の口養護学校高知大学医学部附属病院分校の所掌に係る歳入金の収納に関する事務
---	---

に改める。

教育委員会規則

高知県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第13号

高知県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が旧主務官庁（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第96条第1項に規定する旧主務官庁をいう。）として行う特例民法法人（整備法第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）の業務の監督（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき教育委員会が知事の権限に属する事務の委任を受けて行うものを含む。）に関し、整備法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成19年政令第277号。第3条において「整備法施行令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(吸収合併契約の承認に関する手続の承認の申請)

第2条 合併をする特例財団法人（整備法第42条第1項に規定する特例財団法人をいう。以下同じ。）（整備法第48条第3項第3号に規定する評議員設置特例財団法人を除く。）は、整備法第67条第2項の規定により理事の定める吸収合併契約の承認に

関する手続の承認を受けようとするときは、別記第1号様式による特例財団法人吸収合併契約承認手続承認申請書により教育委員会に申請しなければならない。

（特例民法法人の合併の認可の申請）

第3条 合併をする特例民法法人は、整備法第69条第1項の規定により合併の認可を受けようとするときは、別記第2号様式による特例民法法人合併認可申請書（整備法施行令第1条第1項の規定により合併をする特例民法法人が共同してする認可の申請にあっては、別記第3号様式による特例民法法人合併認可申請書）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- （1） 整備法第69条第3項第1号から第4号までに掲げる書類
- （2） 整備法施行令第2条第1号に掲げる書類（別記第4号様式）
- （3） 整備法施行令第2条第2号に掲げる書類
- （4） 合併存続特例民法法人（整備法第69条第1項に規定する合併存続特例民法法人をいう。次条において同じ。）における合併後の理事及び監事の名簿

（特例民法法人の合併の登記の届出）

第4条 合併存続特例民法法人は、整備法第72条第2項の規定により合併の登記の届出をしようとするときは、別記第5号様式による特例民法法人合併登記完了届出書に当該合併存続特例民法法人の登記事項証明書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（特例財団法人の最初の評議員の選任方法の認可の申請）

第5条 特例財団法人は、整備法第92条の規定により理事の定める最初の評議員の選任方法の認可を受けようとするときは、別記第6号様式による特例財団法人最初の評議員選任方法認可申請書により教育委員会に申請しなければならない。

（特例民法法人の移行の登記の届出）

第6条 特例民法法人は、整備法第106条第2項（整備法第121条第1項において準用する場合を含む。）の規定により移行の登記の届出をしようとするときは、別記第7号様式による特例民法法人移行登記完了届出書に整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において整備法第106条第2項の規定を準用する場合にあっては、整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項）の設立の登記に係る登記事項証明書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
（高知県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止）
- 2 高知県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第2号）は、廃止

する。

（経過措置）

- 3 整備法第95条の規定によりなお従前の例により特例民法法人の業務の監督（整備法第94条第6項の規定による特例財団法人の定款の変更の認可を含む。）が行われる間は、前項の規定による廃止前の高知県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の規定（第13条の規定を除く。）は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 地方自治法第180条の2の規定に基づき教育委員会が知事の権限に属する事務の委任を受けて旧主務官庁として行う特例民法法人の業務の監督については、整備法第95条の規定によりなお従前の例によるとされる廃止前の知事の主管に属する公益法人の設立の許可及び監督に関する規則（昭和42年高知県規則第13号）の規定の例によるものとする。

別記**第1号様式**（第2条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

特例財団法人 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の職・氏名

㊤

特例財団法人吸収合併契約承認手続承認申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第67条第2項の規定により、下記のとおり理事の定める吸収合併契約の承認に関する手続について承認を受けたいので、申請します。

記

吸収合併契約の承認に関する手続

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

特例民法法人 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の職・氏名

㊤

特例民法法人合併認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第69条第1項の規定による合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所

(1) 合併後存続する特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所

(2) 合併により消滅する特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所

2 合併後存続する特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合は、変更後のこれらの事項

3 合併をする特例民法法人の業務の監督を行っている旧主務官庁の名称

注 この様式は、合併後存続する特例民法法人の業務の監督を行う旧主務官庁と合併をする特例民法法人の業務の監督を行っている旧主務官庁とが異なる場合であって、合併をする特例民法法人の業務の監督を行っている旧主務官庁を経由して合併後存続する特例民法法人が申請するときに使用してください。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

特例民法法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名 ㊟

主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名 ㊟

特例民法法人合併認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第69条第1項の規定による合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - (1) 合併後存続する特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
 - (2) 合併により消滅する特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
- 2 合併後存続する特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合は、変更後のこれらの事項

注 この様式は、合併後存続する特例民法法人の業務の監督を行う旧主務官庁と合併をする特例民法法人の業務の監督を行っている旧主務官庁とが同一である場合であって、特例民法法人が共同して申請するときに使用してください。

第4号様式（第3条関係）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令第2条第1号に掲げる書類

- 1 合併後存続する特例民法法人の名称
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令第5条第1項各号に掲げる額及び同条第2項各号に掲げる額

(単位：円)

	合併の直後 (A)	合併の直前 (B)	債務の額及び資産の額 (A－B)
負債の部の額	(第5条第1項第1号に掲げる額)	(第5条第1項第2号に掲げる額)	
資産の部の額	(第5条第2項第1号に掲げる額)	(第5条第2項第2号に掲げる額)	

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

特例民法法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名 ㊦

特例民法法人合併登記完了届出書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第306条第1項の規定による合併の登記をしたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第72条第2項の規定により、登記事項証明書を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第70条の規定による手続が終了した日又は同法第71条において読み替えて準用する同法第70条の規定による手続が終了した日のいずれか遅い方の年月日
- 2 登記完了年月日

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

特例財団法人 主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名 ㊦

特例財団法人最初の評議員選任方法認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第92条の規定により、下記のとおり理事の定める最初の評議員の選任方法について認可を受けたいので、申請します。

記

最初の評議員の選任方法

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

特例民法法人 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の職・氏名

④

特例民法法人移行登記完了届出書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項（第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項）の規定による移行の登記をしたので、同条第2項（同法第121条第1項において準用する同法第106条第2項）の規定により、登記事項証明書を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条の移行の認定又は同法第45条の移行の認可を受けた年月日

2 登記完了年月日

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日（揭示板）

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第14号**高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第28号を次のように改める。

(28) 特例民法法人に対して解散を命ずること。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

高知県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成20年12月9日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第15号**高知県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する等の規則**

（高知県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第1条 高知県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和37年高知県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「全日制の課程普通科」を「全日制の課程の普通科」に改め、同条第1項中「高知県立高等学校」を「別表第1に掲げる高知県立高等学校」に、「で普通科（別表第2に掲げるもの）」を「の普通科（高知県立岡豊高等学校の全日制の課程の普通科にあつては、芸術コース及び体育コース）」に、「別表第1」を「同表」に改め、同項ただし書中「高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則」を「別表第1の2に掲げる高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則」に、「別表第1の2」を「同表」に改め、同条第2項を削る。

第2条中「前条第1項」を「前条本文」に、「越えて高等学校」を「越えて別表第1に掲げる高等学校」に、「100分の10」を「100分の15」に改める。

第3条第1項を削り、同条第2項を次のように改め、同項を同条とする。

高知県立高知東高等学校の全日制の課程の総合学科の通学区域は、別表第1に掲げる高等学校の通学区域とし、入学志願者のうち通学区域を越えて当該学科へ入学を許可する者の数は、当該学科の定員に100分の15を乗じて得た数（小数点以下の端数は、切り上げる。）を超えないものとする。

別表第1を次のように改める。
別表第1（第1条、第2条、第3条関係）

学校名	通学区域
高知県立岡豊高等学校 高知県立高知小津高等学校 高知県立高知西高等学校 高知県立高知東高等学校 高知県立高知南高等学校	高知市 南国市 大豊町 いの町 日高村

別表第1の2高知県立安芸高等学校の項及び高知県立中村高等学校の項を削る。

別表第2を削る。

第2条 高知県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「100分の15」を「100分の20」に改める。

（高知県立高等学校の通学区域に関する規則の廃止）

第3条 高知県立高等学校の通学区域に関する規則は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第1条及び次項の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から、第3条及び附則第3項の規定は平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の高知県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、平成22年4月1日以後に高知県立高等学校に入学する者に係る通学区域から適用し、同日前に高知県立高等学校に入学した者に係る通学区域については、なお従前の例による。

（高知県立高等学校学則の一部改正）

3 高知県立高等学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条 削除

教 育 長 告 示

高知県教育長告示第1号

昭和51年3月高知県教育長告示第1号（高知県保護有形文化財等の指定、選定及び認定の基準の定め）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日（揭示済）

高知県教育長 中澤 卓史

1の(3)ア中「宸翰」を「宸翰（しんかん）」に、「法帖等」を「法帖（ほうじょう）等」に改め、1の(3)イ中「及び」を「又は」に改め、1の(3)エ中「、典籍類」を「又は典籍類」に改め、1の(4)イ中「、記録類」を「又は記録類」に、「、系図類」を「及び系図類」に改め、1の(5)ア中「及び」を「又は」に改め、1の(7)中「並びに」を「又は」に、「厨子」を「厨子」に、「次の各号の」を「次の」に改める。

2の(1)ア中「次の各号の」を「次の」に改め、2の(1)イ中「前項の」を「アに掲げる」に、「、構造上」を「又は構造上」に改め、2の(2)中「次の各号の」を「次の」に改める。

4の(1)イ中「、生業」を「又は生業」に改め、4の(1)ウ中「、通信」を「又は通信」に改め、4の(1)カ中「祭祀具」を「祭祀具」に、「社祠等」を「社祠等」に改め、4の(1)キ中「ト占用具」を「ト占用具」に改め、4の(1)ク中「、遊戯」を「又は遊戯」に、「玩具」を「玩具」に改め、4の(1)ケ中「産屋等」を「産屋（うぶや）等」に改め、4の(2)中「前項各号」を「(1)のアからコまで」に、「次の各号の」を「次の」に改め、4の(3)中「前2項に規定する」を「(1)又は(2)に掲げる」に改める。

5の(1)及び(2)中「次の各号の」を「次の」に改める。

6の(1)ア中「堅穴住居跡」を「堅穴（たてあな）住居跡」に、「神籠石」を「神籠石（こうごいし）」に、「この類」を「この類」に改め、6の(1)ウ中「磨崖仏」を「磨崖仏（まがいぶつ）」に、「祭祀信仰」を「祭祀信仰」に改め、6の(1)エ中「聖廟」を「聖廟」に改め、6の(1)キ、ク及びケ中「及び」を「又は」に改め、6の(2)中「、名所のあるいは」を「又は名所の若しくは」に、「人文的なもの」を「、その人文的なもの」に、「あるいは価値」を「又は価値」に改め、6の(2)ア中「、庭園」を「又は庭園」に改め、6の(2)イ中「、築堤」を「又は築堤」に改め、6の(2)オ中「、洞穴」を「又は洞穴」に改め、6の(2)カ中「、深淵」を「又は深淵」に改め、6の(2)キ中「、湧泉」を「又は湧泉」に改め、6の(2)ク中「砂嘴」を「砂嘴（さし）」に、「、島嶼」を「又は島嶼」に改め、6の(2)ケ中「、温泉」を「又は温泉」に改め、6の(2)コ中「、河川」を「又は河川」に改め、6の(3)中「及び地質鉱物」を「又は地質鉱物」に改め、6の(3)アの(オ)中「現時」を「、現時」に改め、6の(3)イの(ア)中「、社叢」を「又は社叢」に改め、6の(3)イの(イ)中「、稀有の」を「又は稀有の」に改め、6の(3)イの(ウ)中「、特殊岩石地植物群落」を「又は特殊岩石地植物群落」に改め、6の(3)イの(ク)中「蘚苔類」を「蘚苔（せんたい）類」に改め、6の(3)ウの(ア)及び(イ)中「及び」を「又は」に改め、6の(3)ウの(ウ)中「褶曲及び」を「褶曲（しゅうきょく）又は」に改め、6の(3)ウの(ク)中「及びその沈殿物」を「又はその沈殿物」に改め、6の(3)ウの(ケ)、(コ)及び(シ)中「及び」を「又は」に改める。

7の(1)ア中「次項において」を「以下」に改める。
8の(2)中「財団」を「一般財団法人及び法人でない財団」に改める。

公 安 委 員 会 規 則

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月27日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第10号

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則

放置車両確認事務の委託に関する規則（平成17年高知県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式表面中

1	株式会社	2	有限会社	3	財団法人	4	社
5	その他（						

財団法人
)

1	株式会社	2	有限会社	3	公益社団法人	4	公益
5	一般社団法人	6	一般財団法人	7	その他（		

財団法人
)

に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。